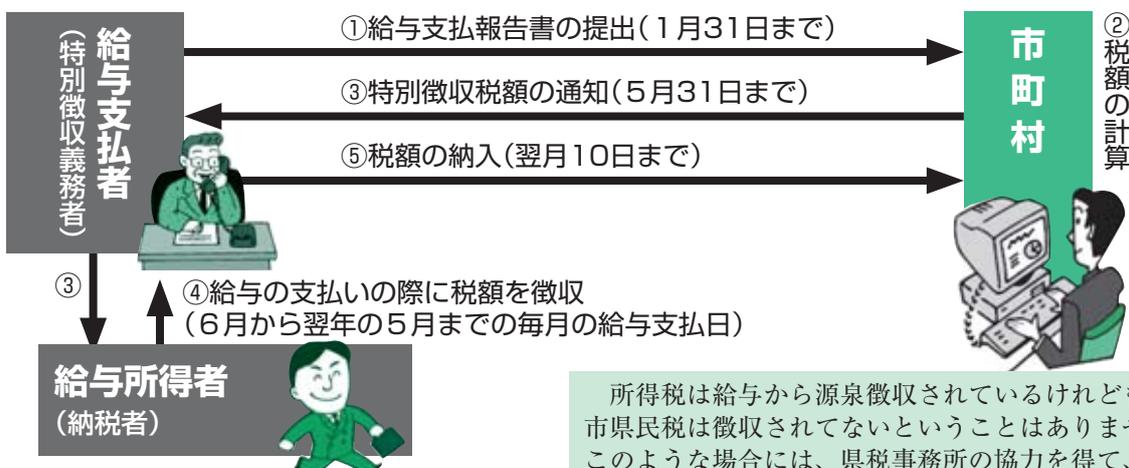


給与所得者の個人市県民税は、給与支払者が徴収することになっています

給与所得者の個人市県民税については、地方税法の規定により、給与支払者（事業者）が給与の支払いをする際に、毎月徴収して、市町村に納入することになっています。【特別徴収の制度】



所得税は給与から源泉徴収されているけれども、個人市県民税は徴収されていないことはありませんか？このような場合には、県税事務所の協力を得て、個人市県民税の特別徴収を行っていただくよう、給与支払者（事業者）に指導をさせていただくことがあります。

問い合わせ先

税務課 市民税グループ
☎40-5554

しもつけクイズ

【正解は約60グラム】

3グラムのスティックシュガーが20本分です。

男女共同参社会

ご存知ですか？ 育児介護休業法

平成22年6月30日から『改正育児・介護休業法』がスタートしています。夫婦共働きの家庭が多くなっているなか、出産後も仕事を続けたいと望んでいる女性も増えていますが、実際には仕事と子育ての両立が難しく、育児休業をとらずに仕事を辞める女性も少な

くありません。このような実情を踏まえ、今回の改正育児・介護休業法では、男性も女性も、仕事を続けながら子育てや介護ができる環境づくりを目指し、父親も育児休業を取得しやすい制度に改正されました。法律の内容については、詳しく知りたい方は、「育児・介護休業法の改正について」（厚生労働省ホームページ）をご覧ください。

● 問い合わせ先

総合政策課
☎(40)55550

制度改正のポイント

● 改正前

母親が子育てに専念している場合、父親は育児休業を取得できない。

育児休業は原則として子どもが1歳になるまで取得可能

育児休業は原則として1回限りで再度取得は不可

● 改正後

母親が専業主婦や育児休業中である場合でも、父親は育児休業がとれるようになりました。

母親だけでなく父親も育児休業をする場合、休業可能期間が2か月延びました。

出生後8週間以内に父親が取得した育児休業は別カウントとし、いったん職場復帰した後にもう一度育児休業がとれます。

まずは相談

学習教材の勧誘には十分
考えましょう！

「部活と学習の両立」「定期テストの点数がアップ」「苦手科目の克服」など、学力向上につながる内容を説明する業者。お子さんの成績に関することは、どこのご家庭でも気になることでしょう。

でも、学習をするのはお子さん自身です。学習教材の勧誘販売には、家族で話し合い相談しましょう。一人で判断せず、周囲に相談することが重要です。疑問や、不安に感じることがあったら、消費生活センターに相談しましょう。

下野市消費生活センター

専用ダイヤル

☎(44)4883

国分寺庁舎2階

生活安全課内

● 相談日時

月～金曜日
(土日祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)

● 栃木県消費生活センター

電話相談は土曜日のみ
☎028-625-2227

広報しもつけ 24・3月号